

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 26 年 9 月 10 日

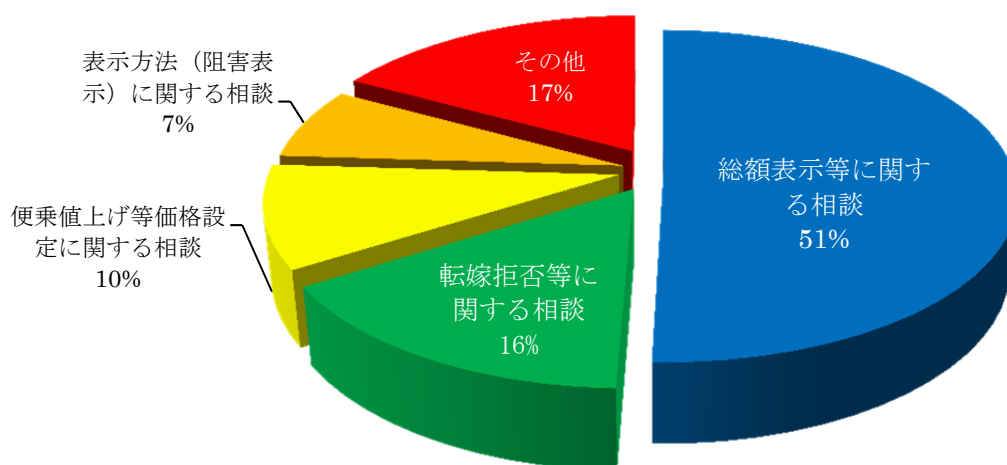
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 8 月（8/1～8/31）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

8 月の相談件数：電話 172 件、メール 28 件

【相談内容（全 200 件）の内訳（※）】



注）構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても 100 とはならない。

2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 元請事業者との間で建設工事の一部を請け負う契約を平成 26 年 2 月に締結した。工事の終了は 5 月になり、元請事業者に対して 8% の消費税率で請求したところ、元請事業者から契約時点の消費税率 5% しか支払わないと言われることを懸念しているが、元請事業者の主張は正しいか。

A. 平成 25 年 10 月 1 日以後に契約を締結した請負工事で、平成 26 年 4 月 1 日以後に工事が完了する場合には、原則として、8% の税率が適用されます。

なお、消費税の適用税率については、個々の取引の契約内容等を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署に御相談ください。

また、元請事業者（特定事業者）が、新税率 8% が適用される取引について 8% に基づく金額の支払を拒否する行為は、「買ったとき」又は「減額」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 19 件

Q. 総額表示義務の特例が適用されない業種はあるのか。また、自社が所属していない業界団体が表示カルテルを行っている場合、同じ業界である以上、表示カルテルとして届けられた表示方法によらなければならないのか。

A. 総額表示義務の特例は、業種に関係なく適用されます。また、貴社が所属していない業界団体が表示カルテルの届出を行ったとしても、貴社が当該表示カルテルに参加していなければ、表示カルテルの内容に拘束されることはありません。

Q. テレビショッピングにおいてナレーションで商品の価格(税抜か税込かは説明しない)のみを視聴者に伝え、テレビ画面のテロップに当該商品の税込価格を表示しているが、こうした方法で問題がないか。

A. 表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されることがないように表示されていれば、税込価格が明瞭に表示されているといえ、価格について一般消費者に誤認を与えることとはならないため、消費税転嫁対策特別措置法第 11 条により、有利誤認表示を禁止している景品表示法第4条第1項の適用が除外されます。

そして、税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たっては、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性といった要素が総合的に勘案されることとされており。

ナレーションによって税抜価格が表示され、テレビ画面のテロップに税込価格が小さく表示されている場合において、税込価格表示の文字の大きさが著しく小さいため、一般消費者が税込価格を見落としてしまう可能性があることと認められるような表示である場合などには、税込価格が明瞭に表示されているとはいえず、有利誤認表示に該当し、景品表示法上問題があります。

Q. 走行中の車中からあるガソリンスタンドの店頭の看板の価格表示をみて、給油に立ち寄ったが、当該看板の近くに来てガソリンの価格が税抜の価格表示であることが分かった。このような表示は認められるのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の総額表示義務の特例として、平成 29 年3月 31 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」(誤認防止措置)を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないこととされています。

誤認防止措置としての表示は、当該表示が主に対象としている消費者にとって明瞭に認識できるよう行う必要があります。例えば、主に走行中の車の中にいる者を対象とした看板等の場合、表示価格が税込価格でないことを歩行者が明瞭に認識できるだけでは不十分であり、走行中の車の中からも明瞭に認識できるような表示とする必要があります。

なお、ガソリンスタンドにおける消費税の価格表示については、一般消費者の利便性に配慮する観点から、資源エネルギー庁から業界団体や消費税抜きの価格のみを表示している事業者に対して、消費税を含めた総額表示とすることを要請がなされていると承知しております。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 買ったとき等の転嫁拒否を行い、消費税転嫁対策特別措置法に基づき公正取引委員会から勧告を受けた事業者が勧告に従わなかったり、一度勧告を受けた事業者が再度違反行為を行った場合には、どのような処分を受けることになるのか。また、同法違反行為を行った事業者に対して勧告にとどまらず、罰則の適用や課徴金の納付が命じられることはないのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法に基づき公正取引委員会から勧告を受けた事業者が勧告に従わなかった場合は、公正取引委員会が、独占禁止法に違反する行為について同法に基づき厳正に対処することとなります。(独占禁止法に違反する行為については、排除措置命令や課徴金納付命令の対象となります。)

また、一度勧告を受けた事業者が再度違反行為を行った場合は、その点も踏まえ、消費税転嫁対策特別措置法に基づいて厳正に対処することとなります。

なお、転嫁拒否行為は、消費税転嫁対策特別措置法違反として罰則や課徴金の対象とはなりません。

Q. 駐車場事業を営んでおり、借手である顧客には個人事業者や消費者もいる。消費税率引上げに伴い4月以降の駐車料金について引上げを行っているが、引上げに応じてくれない個人事業者や消費者が現れるのではないかと懸念している。この場合、消費税転嫁対策特別措置法において転嫁拒否として問題となることはないか。

A. 貴社が消費税転嫁対策特別措置法の特定供給事業者(資本金額3億円以下)に該当し、駐車場の借手が法人事業者(特定事業者)に該当する場合には、消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますが、借手が法人ではない個人事業者や消費者の場合については、消費税転嫁対策特別措置法の対象とはなりません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610